一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構
会員規程

本規程は、定款第４２条の規定に基づき、会員に関する事項を定めるものである。会員とは、本規程を承諾のうえ当法人が指定する入会手続きを行い、当法人が承諾した一般会員（JCR 認定登録カイロプラクター）もしくは賛助会員をいう。

（会員の種別）

第１条　当法人に、次の会員を置く。

⑴　　一般会員（JCR 認定登録カイロプラクター）

当法人に「認定登録カイロプラクター」として登録した個人。認定登録カイロプラクターは、「第 1 種 JCR 認定登録カイロプラクター」および「第 2 種 JCR 認定登録カイロプラクター」の 2 種カテゴリーがあり、登録資格は以下の通りである。

- 第 1 種 JCR 認定登録カイロプラクター（Type-1 JCR Registered Chiropractor）：
  以下①～④のプログラム卒業生
  ①　1 年以上のカイロプラクティック教育を提供する国内のカイロプラクティック養成学校卒業生
  ②　JCR 登録試験合格証明書、NBCE（全米カイロプラクティック試験委員会）試験パート I&II 合格証明書、法制化国（州）のカイロプラクター免許証のいずれも取得していない各地域 CCE（カイロプラクティック教育審議会）認証取得カイロプラクティック教育機関卒業生
  ③　JCR 登録試験合格証明書を取得していない日本カイロプラクターズ協会（JAC）承認 CSC（カイロプラクティック標準化コース）プログラム修了者
  ④　JCR 登録試験合格証明書を取得していない臨床カイロプラクティックプログラム（安全教育プログラム）修了者

- 第 2 種 JCR 認定登録カイロプラクター（Type-2 JCR registered chiropractor）：
  以下⑤～⑦のプログラム卒業生
  ⑤　JCR 登録試験合格証明書、NBCE（全米カイロプラクティック試験委員会）試験パート I&II 合格証明書、法制化国（州）のカイロプラクター免許証のうち、いずれかを取得した各地域 CCE（カイロプラクティック教育審議会）認証取得カイロプラクティック教育機関卒業生
  ⑥　JCR 登録試験合格証明書を取得した日本カイロプラクターズ協会（JAC）承認 CSC（カ

イロプラクティック標準化コース）プログラム修了者

⑦　JCR 登録試験合格証明書を取得した臨床カイロプラクティックプログラム（安全教育プログラム）修了者

⑵　　賛助会員

当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体

（登録及び入会）

第２条　当法人の一般会員（JCR 認定登録カイロプラクター）として登録する者は、理事会が別に定める認定登録申請書により申し込まなければならない。

２　当法人の賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

３　一般会員の登録及び賛助会員の入会は、理事会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。当法人で登録料及び賛助会員費の入金を確認した時点をもって登録日とする。

４　一般会員は、当法人の理事会による入会決定通知を受領した日から 1 カ月以内に登録料を支払わなければならない。

５　当法人設立日時点で当法人の名簿に掲載されているが、一般会員としての登録を希望しない者は、「JCR 登録カイロプラクター」（登録のみ）として掲載される。但しその場合は、一般会員の権利を有しない。

（更新の手続きおよび停止）

第３条　一般会員（JCR 認定登録カイロプラクター）は、必要な単位を取得し、当法人の指定する更新日から半年以内に更新料を支払わなければならない。当法人が指定する更新日は以下の通りである。

・第１回更新日　2026 年 5 月 1 日（2026 年 4 月 30 日までに当法人に登録された JCR 認定登録カイロプラクター又は JCR 登録カイロプラクターが対象）

・第２回更新日　2029 年 5 月 1 日まで（2029 年 4 月 30 日までに当法人に登録された JCR 認定登録カイロプラクター又は JCR 登録カイロプラクターが対象）

・以降、３年毎の認定登録更新日

２　一般会員は、当法人に登録された日又は更新日から半年以内に更新料の納付を行わない場合、または更新に必要な単位を取得しない場合、自動的に更新が停止され、登録のみ（JCR 登録カイロプラクター）に移行する。

３　一般会員は、更新を停止する際の当法人への届け出は必要ない。
４　登録のみ（JCR 登録カイロプラクター）の者は、当法人の名簿掲載を停止する際に当法人へ登録削除届を提出しなければならない。

（会費）
第４条　一般会員（JCR 認定登録カイロプラクター）は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、評議員会において定める会費等に関する規則に基づき登録料又は更新料を支払わなければならない。
２　賛助会員は、会費等に関する規則に定める賛助会費を支払わなければならない。

（登録停止及び退会）
第５条　一般会員（JCR 認定登録カイロプラクター）は、理事会において別に定める登録停止届を提出することにより、任意にいつでも登録を停止することができる。
２　賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会員資格の喪失）
第６条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
⑴　退会（一般会員の登録停止）したとき。
⑵　退会（一般会員の更新停止）したとき。
⑶　退会（賛助会員停止）したとき。
⑷　更新料及び会費の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
⑸　当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が解散したとき。
⑹　除名されたとき。
２　会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
３　一般会員（JCR 認定登録カイロプラクター）が本条第１項の規定⑵,⑷によりその資格を喪失したときは、当法人は当該一般会員について、当法人の名簿掲載は継続する。但し、それ以外の規定⑴,⑸,⑹の理由により資格を喪失したときは、名簿掲載を停止する。
４　当法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した登録料、更新料、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

（除名）
第７条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって当該会員を除

名することができる。

⑴　当法人の定款又はその他の規則に違反したとき。

⑵　当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

⑶　その他除名すべき正当な事由があるとき。

２　前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

（改廃）

第８条　本規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

本規程は 2023 年 8 月 1 日より実施する。